平成２６年（フ）第５１６号
栃木県日光市山口64番地53　ＳＡＩＴＯコーポ202
破産者　齋藤　**靜**子
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８２号
栃木県鹿沼市南上野町499番地33
破産者　ピースウィン株式会社
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１号
群馬県桐生市本町４丁目329番地の３
破産者　有限会社ワークアウトカンパニー
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３６５号
兵庫県姫路市飾磨区英賀西町１丁目55番地の１
破産者　英賀印刷株式会社（旧商号サンダ印刷株式会社）
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８１０号
広島市西区東観音町11番１号持田ビル１Ｆ
破産者　株式会社M’ｓ　Ｒｅｆｉｎｅ
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８１号
横浜市港南区東芹が谷22番33号
破産者　有限会社松島設備
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７９０号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑419番地70
破産者　株式会社匠
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９０２号
横浜市中区山下町124番地ＳＫハイム101号
破産者　大徳起業有限会社
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０７号
神奈川県平塚市中堂13番12号
破産者　三塚サービス株式会社
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８０号
石川県白山市下柏野町303番地
破産者　有限会社福屋製菓
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２７９７号
大阪市都島区片町１丁目８番16号
破産者　北河内物流サービス株式会社
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５２号
広島市安佐北区可部町桐原1475番地
破産者　有限会社セイコーテクノ
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２６２号
大阪府阪南市尾崎町78番地の１
破産者　株式会社ツオーン
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
石川県小松市岩渕町チ114番地
破産者　軽海建設株式会社
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第４号
石川県加賀市水田丸町チ33番地１
破産者　有限会社下出酒店
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１９８号
名古屋市南区元塩町２丁目３番地
破産者　有限会社豊栄化成工業
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６６号
愛知県大府市長草町峯34―１、商業登記簿上の本店所在地愛知県大府市梶田町４丁目33番地の13
破産者　有限会社エコシステム
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８３号
最後の住所岩手県北上市和賀町長沼６地割92番地１
破産者　亡坂東克也相続財産
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第５８号
最後の住所岩手県花巻市下北万丁目110番地３
破産者　亡岩瀬與太郎相続財産
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第５４８号
東京都八王子市北野町529番地10
破産者　安部　純男（旧姓中山）
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８３６号
最後の住所京都府城陽市枇杷庄島ノ宮50番地ラ・フォンターナ203号
破産者　亡山口隆男相続財産
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係